

# 石巻市総合体育館

貸切利用料

(単位：円)

利用区分		時間区分		午前			午後		夜間		夜間	全日
		午前	時間外	9時～12時	12時～13時	13時～17時	17時～18時	18時～21時	時間外	9時～21時		
主競技場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合		1,627	4,070	1,340	5,400	2,750	8,250	3,300	15,690	
		その他の催物に利用する場合	営利を目的としない場合	4,524	11,310	3,430	13,760	7,600	22,830	9,132	47,090	
	営利を目的とする場合		13,819	34,550	11,530	46,170	25,380	76,150	30,459	156,990		
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		3,015	7,540	2,490	9,990	5,050	15,180	6,072	31,390	
その他の催物に使用する場合		27,684	69,210	23,080	92,350	50,790	152,400	60,960	314,080			
第一武道場 (295㎡、150畳)				487	1,220	420	1,730	710	2,140	855	4,890	
第二武道場 (295㎡)				487	1,220	420	1,730	710	2,140	855	4,890	
弓道場 (5人立)				487	1,220	420	1,730	710	2,140	855	4,890	
会議室 (80名)				487	1,220	420	1,730	710	2,140	855	4,890	
ミーティングルーム A (40名)				324	810	270	1,120	400	1,220	487	3,050	
ミーティングルーム B (20名)				171	430	130	560	210	660	264	1,630	
役員室				324	810	270	1,120	400	1,220	487	3,050	
暖房利用料				主競技場1時間につき その他1室1時間につき				6,300円 200円				
冷房利用料				1室1時間につき				200円				
主競技場 電気利用料	A (1,000ルクス)			1時間につき				2,510円				
	B (800ルクス)			"				2,100円				
	C (500ルクス)			"				1,250円				
	※ 夜間利用料には、Cの電気利用料を含む。											
設備器具利用料				1件 3,090円以内 で市長が定める額								

## 設備器具利用料

設備器具名	単位	利用料	備考
放送設備	1式	1,050円	1回につき (時間外・午前・午後・夜間の区分による)
電光採点板	1組	710円	"
フロアシート	1本	80円	"
長机	1脚	30円	"
折りたたみ椅子	1脚	10円	"
コインロッカー	1脚	50円	"

※ 入場料を徴収して利用する場合は、それぞれ利用料の2倍に相当する額とする。(コインロッカーは除く)

## ※ 備考

- 高校生以下の者が貸切利用する場合は、それぞれ上記利用料の2分の1の額とする。
- 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費その他これに類する料金を徴収する目的をもって催し物をする場合をいう。
- 本表に定める利用時間内に主競技場を準備又は撤去のため利用する場合の利用料は、当該利用料の2分の1に相当する額とする。
- 利用時間の各時間区分に満たない場合でも、時間区分とおり利用したものとする。また、冷暖房及び電気利用料についても、1時間に満たない場合は1時間とする。
- 主競技場又は会議室の2分の1を貸切利用する場合の利用料は、それぞれ利用料の2分の1の額とする。
- 主競技場を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規程する休日に貸切利用する場合の利用料は、当該利用料の20%に相当する額を加算した額とする。
- 時間外利用の場合は、午前、夜間の区分に従い、それぞれの利用料の額を、時間割計算した額に20%に相当する額を加算した額とする。
- 利用区分中第1武道場から役員室までの利用において、営利を目的として利用する場合の使用料は、当該使用料の150%に相当する額を加算した額とする。
- 貸切利用料額の100円未満の端数は、切り上げる。
- 利用許可申請期間
  - 主競技場・・・・・・・・・・・・・・・・・・6か月前から7日前まで
  - 武道場、弓道場、会議室、ミーティングルームA・B、役員室・・・・6か月前から2日前まで